

●参考：出席停止の期間について●

学校保健安全法施行規則では出席停止期間の基準を次のように定めています。

インフルエンザを発症した後**5日**を経過し、かつ、

解熱した後**2日**(幼児は**3日**)を経過するまで、登校できません。

※ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

発症した後5日

発症の取り扱い：「発熱」のみを発症とする。発熱以外の症状「関節の痛み」等は含まない。

発症日の取り扱い：医師の診断日にかかわらず、発症した日(発熱が始まった日)を基準とする。

日数の取り扱い：発症した翌日から起算。発症した日(発熱が始まった日)は含まない。

発症後、最低5日間は登校不可									
	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症パターン①	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 登校不可	登校可能		
発症パターン②	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
発症パターン③	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	

解熱した後**2日**(幼児は**3日**)を経過するまで登校不可

解熱した後2日

日数の取り扱い：解熱した翌日から起算。解熱した日は含まない。

学校保健安全法の
適応範囲

学校教育法に規定する学校で、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校すべてが含まれます。